

## 当健保が認める直接的必要経費

被扶養者認定において収入総額から差し引くことができる必要経費は所得税法上で求められている必要経費と異なりそれ無しでは事業が成り立たない最低限度の経費（直接的必要経費）に限られます。

一般所得		農業所得		不動産所得	
科目	可否	科目	可否	科目	可否
仕入原価	○	雇人費	×*注1	給料賃金	×*注1
租税公課	×	小作料・賃借料	○	減価償却費	△*注3
水道光熱費	△*注2	利子割引料	×	貸倒金	×
旅費交通費	×	租税公課	×	地代家賃	△*注2
通信費	△*注2	種苗費	○	借入金利子	×
広告宣伝費	×	素畜費	○	租税公課	×
接待交際費	×	肥料費	○	損害保険料	×
損害保険料	×	農薬衛生費	○	修繕費	○
修繕費	○	農具費	○	雑費	△*注3
消耗品費	△*注2	諸材料費	○		
減価償却費	△*注3	減価償却費	△*注3		
福利厚生費	×	修繕費	○		
給料賃金	×*注1	動力光熱費	△*注2		
外注工費	○	作業用衣料費	○		
利子割引料	×	農業共済掛金	×		
地代家賃	△*注2	荷造運賃手数料	○		
貸倒金	×	土地改良費	○		
雑費	△*注3	貸倒金	×		
		雑費	△*注3		

\* 直接的必要経費とする金額は、確定申告時の控除額を上限に当健保組合が認めたものとします。

「○」 直接的必要経費として認める経費

「△」 収支台帳や領収書等で事業上の直接的必要経費として明らかである場合のみ必要経費として認める経費

「×」 直接的必要経費として認めない経費

\*注1 給料賃金が計上されている場合は従業員の雇用があり、給与賃金（専従者給与を含む）の支出が認められる場合は社会通念上申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり自らが被保険者扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であると判断できないことから扶養認定対象にはなりません。

\*注2 水道光熱費、消耗品費、地代家賃、通信費、動力光熱費は、「居住用」と「事業用」が混在している場合は認められません。

\*注3 減価償却費、雑費は原則認定しません。ただし、同年中に購入したものについては、その内容を申告いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。